平成２６年（フ）第１５４号
富山市中市18番地　市営住宅４棟503号
債務者　久才　留美（旧姓三井）
1　決定年月日時　平成26年10月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
富山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１６３号
富山市羽根1484番地１　ソレアード１号
債務者　伊藤　美保
1　決定年月日時　平成26年10月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
富山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２０８号
長野県松本市中央４丁目４番１号
債務者　堺　えり子
1　決定年月日時　平成26年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２６年（フ）第３８号
徳島県海部郡海陽町大里字浜崎１番地１
債務者　髙松　　香
1　決定年月日時　平成26年10月27日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２６年（フ）第５２３号
熊本県宇土市椿原町964番地５
債務者　福島　洋子
1　決定年月日時　平成26年10月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月12日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第５２８号
熊本市中央区本荘６丁目２番２号
債務者　江藤　伸哉
1　決定年月日時　平成26年10月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１５４６号
愛知県あま市森山堂建39番地　カントリーコート203
債務者　新福　進一
1　決定年月日時　平成26年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１４００号
愛知県知多郡武豊町字北中根６丁目10番地
債務者　川上　　敦
1　決定年月日時　平成26年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第５３５号
熊本市北区楡木２丁目10番59号、前住所熊本市北区楡木４丁目２番17号
債務者　曽方　　要
1　決定年月日時　平成26年10月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月27日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１０９号
山口市吉敷佐畑２丁目５番５号　ハイツポロＡ棟205
債務者　今村　久枝（旧姓水澤）
1　決定年月日時　平成26年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月30日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１１１号
山口市阿東生雲西分2039番地
債務者　飯浦　洋介
1　決定年月日時　平成26年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月30日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１０３６７号
東京都板橋区板橋１丁目59―13―201
債務者　伊藤眞希子
1　決定年月日時　平成26年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０３７３号
東京都清瀬市竹丘２丁目12―34―306
債務者　大木加代美
1　決定年月日時　平成26年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月13日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０４３０号
東京都板橋区中板橋14―11―203
債務者　石井　洋子
1　決定年月日時　平成26年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０４８５号
埼玉県三郷市彦成３丁目10―20―907
債務者　室井　正明
1　決定年月日時　平成26年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０４８６号
埼玉県ふじみ野市駒林元町３丁目７―32―102
債務者　渡邉　聖子
1　決定年月日時　平成26年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月13日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０４８８号
東京都葛飾区東金町７丁目10―４
債務者　吉田めぐみ（旧姓堤）
1　決定年月日時　平成26年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部